

令和7年度第4回関市自治基本条例推進審議会 会議録

1. 日 時	令和8年2月2日(月) 開会：午後2時 閉会：午後4時			
2. 場 所	関市役所 南庁舎3階 第2委員会室			
3. 出席委員	(◎会長、○副会長)			
	1号委員		吉田 靖 山田 雅恵 中嶋 亘	公募 公募 関市自治会連合会
	2号委員	○	北瀬 美幸 松田 一浩 大坪 眞之 美濃羽 早代子 北瀬 茂樹	関市社会福祉協議会 関市まちづくり協議会 関市青少年健全育成協議会 関市地域女性の会連合会 関青年会議所
	3号委員	◎	菊本 舞	岐阜協立大学経済学部准教授
4. 欠席委員	1号委員 2号委員		高村 明宏 伊藤 哲 河村 充浩	公募 関市老人クラブ連合会 関商工会議所
5. その他の出席者	事務局 事務局 事務局 事務局 事務局		多田 和生 遠藤 真理子 寺町 知宏 長尾 伸也 池戸 勇太	協働推進部長 市民協働課長 市民協働課課長補佐 市民協働課課長補佐 市民協働課書記
5. 傍聴者	なし			
(午後2時 開会)				
事務局	はじめの言葉 協働推進部長あいさつ			
会長	あいさつ			
事務局	それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。 審議会規則第4条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。			
会長	配布資料の確認を事務局の方からお願いします。			
事務局	<配布資料確認>			
会長	次第に従いまして、2審議事項の(1)について、事務局の方から説明をお願いします。			
事務局	<進め方とスケジュールについて説明(資料1)>			
会長	この件につきまして、委員の皆様から何かご意見やご質問はございますか。			
委員	<意見なし>			
会長	情勢の変化に伴う事項は、まずこれを提言として優先的にまとめることにします。その後、必要に応じて第24条から第27条の条文についても追加で検討を進めます。取りまとめは令和8年度中を目途としますが、前倒しも含めて対応していく方針です。この進め方について			

	は、皆様に同意を得たということとさせていただきます。
会長	続きまして、「前回の課題等について」事務局の方から説明をお願いします。
事務局	<前回の課題等について説明（資料2・参考3）>
会長	この件につきまして、委員の皆様から何かご意見やご質問はございますか。
副会長	せきファンクラブの300人の会員のうち、市外の方が何人くらいいらっしゃるのか、入会時の登録情報から確認できますでしょうか。
事務局	市外からの登録者数については、現在把握しておりません。申し訳ございません。確認にそれほど時間はかからないと思われまますので、後ほど具体的な人数を皆様にお伝えさせていただきます。
委員	今年度の目標値が300人とのことですが、最終的な目標人数はどのくらいなのでしょう。また、一度登録すると期限なく半永久的に継続される制度なのか、退会しない限り登録が続くのかについても、もし分かりましたら教えていただけますか。
事務局	今年度目標の300人の次の目標についてですが、正確な数は不明ながら、担当者との話では来年度は500人を目指したいとの意向でしたので、大きく伸ばしていくものと見られます。登録制度については確認中ですが、国の制度で「本気の担い手」向けに条件未達による抹消の議論があるようです。関市は現行、ライトな登録を意識しており、厳しい条件での抹消はないと思われまますが、詳細については改めて確認いたします。
副会長	ファンクラブに登録していますが、イベント案内メールが来る程度で、特に特典はありません。例えば、1月2日開催の日本刀の打ち初め案内は12月26日に届き、スケジュール調整が難しいと感じます。あんしんメールとさほど変わらず、市外の登録者に参加を促すなら、もっと早期の情報提供が必要ではないでしょうか。
事務局	担当課にはフィードバックさせていただきます。
委員	ファンクラブは制度を作っただけで、具体的な内容が不明です。最終的な目的は何でしょうか。現状は案内メールがあるだけで、より詳細な情報提供を求めます。
会長	次の検討項目である「市を応援する人」の対象者議論の際、せきファンクラブ会員を含めるのであれば、改めて制度の詳細をご説明いただきたく、その機会を設けていただけますようお願いいたします。
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
会長	続きまして、「社会情勢の変化に関する検証事項について」事務局の方から説明をお願いします。
事務局	<社会情勢の変化に関する検証事項について説明（資料3）>
事務局	せきファンクラブの登録状況について補足があります。市内が30人、市外が360人とのこと。
会長	この件につきまして、委員の皆様から何かご意見やご質問はございますか。
会長	時間の都合上、本日は特に自治基本条例における関係人口についてご検討ください。市民の定義に関わる部分で、どのような対象者を条文に含めるべきかについて、皆様のご意見や改正案へのご質問をいただきたいです。
事務局	「市民」の定義について補足します。お手元の逐条解説5ページ「定義」をご覧ください。現行の第2条第1号では、市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業者（事業や活動を行う個人・

	<p>法人・団体)が含まれます。</p> <p>解説では、住民に加え、市外から通勤・通学する人、事業活動する個人・法人・NPOなども市民と捉え、外国人を含むとあります。これは「みんなで住みよいまちをつくる」という意図から、まちづくりに関与する市民を広く捉えているためです。</p> <p>また、「まちづくり」は第2条第3号で「住みよい地域社会を目指して市民・議会・行政が取り組む活動」と定義されています。</p> <p>現状の「市民」の定義はあいまいであり、誰が市民に当たるのか明確にすべきという意見があります。この点について、皆様からのご意見をいただければ幸いです。</p>
会長	<p>ただいまの補足説明を踏まえ、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会長	<p>現行の定義も広範ですが、改正案ではせきファンクラブ会員やふるさと住民登録制度の登録者など「市を応援する人」も定義に含める方向です。</p> <p>改正案の定義文は曖昧で広範なため、もし「市を応援する人」を条文に追加するならば、逐条解説で想定される対象者を具体的に示す必要があると考えます。</p>
副会長	<p>現状の「市を応援する人」の定義は多岐にわたり過ぎており、理解が難しいと感じます。いっそのこと「関係人口」という言葉を用いて定義した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、ふるさと納税を継続している方や、市外からふるさと農園を借りている方なども関係人口に含まれると考えます。</p> <p>条文に全てを記述するのは困難なため、「関係人口」と記載し、その詳細を逐条解説で示すべきです。解説文であれば、条文改定のような会議をせずとも、半年や1年ごとに見直し、関係人口の定義変化に合わせて更新できるメリットがあります。古い情報が残り続けたり、分かりにくい文章になったりするのを避けるためにも、この方法が良いと考えます。</p>
会長	<p>もし事務局の方から何かお考えありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>提示された改正案はあくまで叩き台であり、ご指摘の通り「広すぎて分かりにくい」という問題は認識しております。条例や規約は曖昧さを避けるべきであり、誰が定義に当てはまるのか明確にしたいという意図はあります。</p> <p>「関係人口」という言葉を用いる案も一考ですが、その定義をどう示すかが課題となります。登録者など「何かをした人」と具体的に書けば明確になりますが、それが対象者として十分かという別の問題も生じます。</p> <p>「住む人、働く人、学ぶ人、事業者」のように明確な定義に合わせるべきというご意見も理解できます。しかし、それではどのような人を「市を応援する人」として指し示すのか、非常に難しい問題が残ります。</p>
会長	<p>「関係人口」という言葉でひとくくりにし、その詳細を逐条解説で説明する方法が提案されました。この点に関して、他の方々のご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>「関係人口」という言葉は、具体的なものを指すのではなく既存の概念を表すため、定義することは難しいと考えます。</p> <p>まちづくりにおいて関係人口の活用は重要ですが、条例で定義するのは別問題です。例えば観光課のファンクラブ会員など、登録された人を含めるのは良いと思いますが、その枠を決めつけるのは難しいのではないのでしょうか。多様な関わり方を考慮すべきです。</p>
会長	<p>委員のご意見としては、条文の定義の中に「関係人口」という言葉を含めない方が良いということですね。</p>

委員	はい。
委員	委員の発言に同感です。「関係人口」という言葉は将来的に定着しているか不明であり、「市を応援する人」という表現の方が幅広い層を包含できると考えます。 声援を送る人、ふるさと納税を行う人、地域で支援活動をする人など、様々な形で応援する人々を「応援する人」と定義することで、誰もが当事者意識を持てます。曖昧さを残しつつも、広く受け入れられる表現として「市を応援する人」が良いと思います。
委員	以前、「市を応援する人」という表現に違和感を覚えると申し上げました。ふるさと納税者も含まれることに疑問を感じたためです。 先ほどの委員のお話にもあったように、幅広い表現が良いのであれば、「市に関係している人」という表現はいかがでしょうか。これにより、何かと関市に関わっていれば、自身も関係人口の一員だと感じられるかと思います。 細かく定義するのは困難であり、何も表現しないのも不適切です。この「関市に関係している人」という表現も、条文に含める言葉の一つとしてご検討いただければと思います。
会長	先ほどの委員の発言は、ふるさと納税の返礼品目的のような消費者的な行動をとる人をどう捉えるか、という点だったと認識しています。 今回の改正案で「市を応援する人」に「継続的に」という言葉が追加されれば、返礼品目的であっても、それが継続することで関市への関心につながる可能性があります。 そうしたふるさと納税者も含め、広く受け入れるべきという定義で良いのではないかと、というご意見です。
委員	関わりが少しでもあれば、そこから関心が広がり、関市の情報を周囲に伝えてくださる可能性もあります。例えば、返礼品目的のふるさと納税者も、継続することで関わりが深まることも考えられます。 そうした波及効果を考慮すると、厳密に定義するよりも、どのような関わり方にも対応できるような幅広い表現の方が望ましいと考え、先の意見を申し上げました。
会長	「まちづくり」という言葉も「市民」の定義も非常に広範な表現であり、どこまでを定義に含めるかは難しい問題です。この点については、最終的に皆様にご判断いただくこととなりますが、本日は様々なご意見を伺い、検討を進めてまいります。
副会長	「地域活動やシカ対策」への参加者について、「市を応援する」という表現だけでは適切でないケースがあると感じます。例えば、出身地の産業振興に協力するようなスキル共有の参加者は、「市を応援」というより「地域や市内の人を応援」している側面が強いと思います。 「関係人口」の基本は、「市」だけでなく「市にいる人」への応援も含むと考えるため、「市を応援する人」という表現では範囲が狭いように思います。もう少し広範囲をカバーできる表現であれば、ほとんどの関係者が収まるのではないかと考えます。
事務局	今のお話を反映すると、例えば「市を継続的に応援し」という出だしを、「市および住民を継続的に応援し」のような形にすることで、より広い意味合いを持たせられるというイメージです。
副会長	「市を応援する人」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業者といった、明確に定義される対象者を応援する人と捉えるのはどうでしょうか。そうすれば、どのような形で関わってくださる方でも、広く含めることができるのではないかと考えます。
事務局	例規政策的な観点から申し上げますと、例えば「市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業者」

	を一度「市内に住む人等」のように括り、その上で「市を応援する人」の定義を「市および市内に住む人等を継続的に応援し」とする方法が考えられます。もしそのような表現を目指すのであれば、このような記述が想定されます。
副会長	「関係人口」は、多様な人々を網羅的に捉えるための言葉です。条例を策定する際には、将来的な解釈の広がりや考慮し、取りこぼしがないように表現すべきです。 以前申し上げたように、「関係人口」と記載し、逐条解説で更新していく方法であれば、新たな解釈にも対応可能だと考えておりました。 しかし、「関係人口」は比較的新しい言葉であるため、今後さらに多様な解釈が出てくる可能性もあります。この点のテクニックは、事務局にお任せします。
委員	第2条の市民の定義において、「市内に住む人」という記述は、市に住み、納税の義務や選挙権などの権利を有する市民を指すべきだと考えます。 この「市民」の定義に関係人口を含めるのは適切ではないのではないのでしょうか。両者の概念は大きく異なります。
会長	現行の条文では、既に納税や選挙権を持たない子どもも「市民」に含まれています。これは制定時に十分議論された結果です。 そのため、現在の議論は、この現状の定義を踏まえ、さらに「関係人口」を含めるかどうかという点が出発点となります。
会長	自治基本条例の制定時には、住民に理解してもらうため、平易な言葉遣いが重視されました。関市でも「住む人、働く人、学ぶ人」のように訓読みで表現したのはそのためです。 「関係人口」という言葉は、漏れなく表現できるメリットは理解しますが、平易な言葉の中に並ぶと違和感が生じる可能性があります。子どもたちを含む幅広い層が直感的にイメージできるかという点で懸念があります。 制定時の思いを引き継ぎながら、時代の変化に対応するために、この「関係人口」という概念をどのように表現すべきか、皆様からご意見をいただきたいです。 事務局には、漏れがなく、かつ曖昧さのない、誰にでも理解できる表現を検討し、再度改正案をお示ししていただきたいです。
事務局	これまでの議論を踏まえ、漏れがなく明確で、かつ誰にでも理解してもらえる表現となるよう、改正案を再度検討し、皆様にお示しいたします。
会長	副会長からの指摘にもあったように、現在は関市民ではないが、介護などで頻りに関市を訪れる方々は多くいらっしゃいます。関市の逐条解説にある「地域社会を良くする」まちづくりの観点から見ると、こうした方々は「住み慣れたところで住み続けられる」地域社会の維持に大きく貢献しています。 これまで見過ごされがちだった「家事労働」や「シャドーワーク」のような貢献が、地域維持に不可欠となっている現代において、その重要性を表現できる定義が望ましいです。ポジティブな応援だけでなく、住み続けるための根幹を支えるマンパワーや個人の関わりを、条文と連動する形で、逐条解説などで示す必要があります。 「関係人口」に代わる適切な言葉が見つければ最善ですが、その本質的な貢献を表現できるよう、検討いただきたいと思います。
副会長	逐条解説がホームページなどで公開され、誰でも見られるのであれば、現在の改正案でも大きな問題はないと考えます。解説がなければ、条文のみでは不十分です。

	<p>行政の考え方や時代の変化に伴い、逐条解説は随時更新されるべきです。変更があった際は、広報などで積極的に市民に周知し、「関係人口」についても具体的に説明することで、理解を深めてもらえるはずです。</p> <p>市が関係人口の推進に熱心に取り組んでいらっしゃることを踏まえると、私たちも同様にこの分野を推進していく必要があると考えます。</p>
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
会長	<p>いただいたご意見を踏まえ、事務局にて再度検討をお願いいたします。</p> <p>次に、3 ページ目の「持続可能な社会」の項目についてです。改正案が提示されておりますが、この点に関しご意見はございますか。</p> <p>「SDGs」というキーワードが検討の観点として挙げられる中で、改正案では「持続可能なまちづくり」や「続ける」といった記載を加えています。この点について、ご意見をお聞かせください。</p>
事務局	<p>「持続可能なまちづくり」という言葉を基本原則に加えるのは、「持続可能」という要素がまちづくりにおいて極めて重要であるという認識を皆様と共有したいからです。</p> <p>これを原則とすることで、持続可能性の概念が条例全体に波及することを期待しています。もちろん、他に含めるべき箇所があれば検討しますが、まずは基本原則として位置づけることを考えております。</p>
副会長	<p>この原則の実効性に疑問です。市民・議会・行政が実行できるのか、特に議会の現状（紙資料必須など）では難しいのではと思ってしまう。</p> <p>「最高規範として実行必須」と言い切れるなら良いですが、現状の制約を考えると、決めたことが本当に実現できるのかという切実な問題提起です。</p>
委員	<p>「持続可能なまちづくり」を基本原則に含めることには賛成です。SDGs を背景に、資源的・経済的・社会的な持続可能性を明示し、「こうすべきだ」という定義付けは重要と考えます。これにより、実行を促す根拠となり、「いつまでにやるのか」と問いかねられるようになります。</p> <p>また、議会の旧態依然とした体質を変える働きかけのチャンスでもあります。この原則は、安心できる暮らしや福祉の推進に不可欠であり、既存サービスの維持・発展への強力な後押しとなります。この導入を機に、以前からあった基本原則に基づき、議会への働きかけをさらに強化していただきたいです。</p>
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
会長	<p>今までの意見を踏まえると、基本原則に「持続可能なまちづくり」を加えることには異論の余地はありません。しかし、逐条解説でどこまで踏み込んで記述するかが、今後の検討課題となります。この項目につきましては、これ以上の意見がないようですので、ご提示いただいた改正案の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。</p>
会長	<p>続いては「多様性に関する記載」についてです。この点に関しては、これまで皆様から多様性の尊重をキーワードとすること、そして第 8 条の表現を「高齢者、障害者」から「年齢、性別、国籍、障害」といったより広範な記述に変更すること、さらに第 7 条の子どもの権利とのバランスをどう取るかという 2 点が主な論点として挙がっていました。事務局案とし</p>

	<p>しては、第7条の子どもの権利はそのままにし、第8条を多様性の尊重という表現に変更する改正案を提案しております。</p> <p>この点につきまして、ご意見をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足いたします。第8条を「多様性の尊重」と広げる案は、皆様からのバランスが悪いというご意見も踏まえ、課題として認識しています。</p> <p>条文を直接変更せずとも、逐条解説で「高齢者、障害者等」の「等」を広く解釈し、多様性を意識づけた説明をする方法も考えられますが、それだと理解されにくい可能性もございます。</p> <p>また、第8条に重ねず、別の箇所で多様性の尊重を表現する意見も以前ございました。資料5ページ中段に「多様性の尊重」をどこに規定するかという点が示されておりますが、あえて別個に表現することも一考かと存じます。</p> <p>この点について、皆様からのご意見をお聞かせいただきたいです。</p>
委員	<p>私個人の感覚かもしれませんが、「高齢者」や「障害者」という言葉自体が、現代では差別的な意味合いを持つように感じることがあります。昔は許容されても、今は発する側も受ける側もそう捉えかねないという懸念です。</p> <p>その点、「多様性」という言葉は、現在の多様性の時代に合致し、幅広い層を包含できる表現だと考えます。この多様性の中に、詳細な説明を逐条解説で加えるという形であれば、現行の改正案のような表現も良いのではないかと感じました。</p>
会長	提案の通り、第8条の変更案にご同意いただけますでしょうか。
委員	<意見なし>
会長	これ以上の意見がないようですので、ご提示いただいた改正案の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。
会長	<p>続いて、(4)のデジタル化、DXに関する記載です。</p> <p>この項目は、情報の共有に関する条文に追加する改正案です。当初、第17条の2とありましたが、情報の共有は現行の第18条が担っていますので、第18条の2として追加する形になるのでしょうか。</p> <p>あるいは、第18条自体を改正し、「市民、議会および行政はデジタルを活用した」という内容にする、ということでしょうか。</p> <p>現行の第6章「危機管理」が第17条で終わりますので、第7章として「デジタルの活用」を設け、第18条として(2を削除した形で)改正するのが適切でしょうか。</p>
事務局	<p>大変恐縮ですが、第7章「情報の共有等」の冒頭にデジタル化に関する条文を挿入したいと考えております。</p> <p>もし、デジタル化の条文を「第18条」として入れてしまうと、その後の条文番号(第19条、第20条…)を全て繰り下げる必要が生じます。これを避けるため、第17条と第18条の間に「第17条の2」として挿入し、第7章の冒頭に位置づけたいというのが、例規技術上の理由でございます。</p>
会長	危機管理が第17条、情報の共有は第18条から始まるという認識で合っていますでしょうか。そうすると、デジタル化、DXは第18条の2に入り、その下の条文は第18条の3になる、ということですか。
事務局	第17条と第18条の間に「第17条の2」として、デジタル化、DXに関する条文を挿入した

	<p>いと考えております。これは、第7章「情報の共有等」のグループに含める意図です。現行の第18条が「情報の共有等」の最初の条文ですが、その手前にデジタル化 DX の条文を入れることで、第7章の冒頭をデジタル化、DX とするという狙いです。</p> <p>グループ内の並び順の問題であり、章自体が変わるわけではありません。分かりにくい説明で恐縮ですが、情報の共有等のグループの最初に位置づけたいという意図です。</p> <p>第17条と第17条の2は全く別の内容のくくりになります。</p>
委員	<p>このような枝番の挿入は例規の組み立て上、認められているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、このようなことは往々にしてございます。第18条以下の条文番号を全てずらす作業は多大なため、これを避けるための手法です。一看すると第17条と第17条の2が同じ仲間のように見えますが、法律上や例規上は、間に挿入されているだけで、内容のつながりはありません。例えば、地方自治法にも枝番が多く見られますが、これも同様に、ただ間に無理やり入れているだけです。これはあくまで例規上のルールとしてご理解いただければ幸いです。</p>
会長	<p>今のご説明を踏まえても、個人的には「情報の共有」の前に「デジタルの活用」が来ることに非常に違和感を覚えます。この条例は方法論が先行すべきではないと考えるからです。「情報の共有」は自治基本条例の基本原則に挙げる自治体もあるほど重要な内容です。その手段である「デジタルの活用」を先に記述するのは不適切ではないでしょうか。</p> <p>そのため、私が確認したかったのは、デジタル化、DX を第18条の2に入れるべきではないかということです。第17条の2になっていることに疑問を感じ、第18条ではないのかと念押しで伺ったのはそのためです。「デジタルの活用」はあくまで情報の共有という目的を達成するための手段であり、技術的な進歩によって今後も変化し続けるものです。よって、情報の共有を効率化し、まちづくりを推進するための手段として位置づけるべきだと考えます。この条文の挿入位置は重要ですので、第18条の2に含める形にしていきたいと意見いたします。</p>
事務局	<p>承知いたしました。今のご意見も踏まえ、次回修正時にその整理で一度組み直してみたいと思います。</p>
事務局	<p>この件については、もう一つの課題がございます。ご意見にも記載の通り、デジタル活用を規定する章についてです。これは「情報の共有」の中に包含する形で置くのが良いのか、それともデジタル化独自の章立てとするのが良いのか、という議論が残っております。その点についても、もし整理できればと考えております。</p>
会長	<p>その観点があると、デジタル化、DX を第18条に含めない方が良いということになります。前言撤回となりますが、第18条の2に含めた場合、情報の共有にデジタルを積極的に活用する意味合いが強調されます。</p> <p>しかし、まちづくり全体を推進する上でのデジタルの活用を、情報の共有というよりも、まちづくりの基盤やインフラとして捉えるのであれば、第18条の2ではなく、もっと前の別の場所に挿入する方が適切という意見が以前にもありました。</p> <p>この点について、皆様いかがでしょうか。ご意見があればお聞かせください。</p>
委員	<p>質問ですが、デジタルの活用を積極的に推進するとなると、6ページ下段の「AIの文字起こしなども導入する」とあるように、多岐にわたる作業や事業に広がっていくと思います。そこで、具体的にどのような活用を市や議会として想定しているのか、現段階での考えをお</p>

	聞かせたいです。例えば、今回の会議の文字起こしや、各課が策定する計画に関する業務なども含まれるのでしょうか。
事務局	この改正案は、デジタル技術の幅広い活用を想定し、まちづくり全体で市民にも意識してほしいという大きな指針として作成しました。 具体的な活用例の詳細な想定は現段階ではなく、これから具体化していく予定です。皆様のご意見により、その方向性が変わる可能性もあります。
委員	デジタルを独立した章として設け、積極的に活用していくという考え方であれば、情報共有の範囲を超えて多様な活用方法を追求していくというニュアンスに繋がると理解しました。今できることは何でも積極的に取り組むということならば、私はデジタルを情報共有とは別に章立てすることに賛成です。今後、社会がどのように進展しても、デジタル活用を積極的に進めていくために良いと考えます。
会長	そもそも「情報の共有」という部分を「デジタルの活用」に置き換えるだけで良いのか、という意見と、別に章立てた方が良いのではないか、という意見もございます。 デジタル化の条文をどこに入れるかについて、もう一度ご検討いただいた方がよろしいかもしれません。
事務局	はい。 一度、別章に立てるパターンと、そうでないパターンとで、きちんと整理して、それぞれどうなるかを示せるように検討したいと思います。
事務局	今いただいたご意見につきましては、一度事務局で市の考え方を整理した上で、改めて条文の挿入場所、あるいは別章を設けるべきか、という点についてご提案いただくことでお願いしたいと思います。
会長	最後の項目、条例の検証に関する部分です。 現在、運営規程で「概ね5年ごと」と定めていますが、改正案ではこの5年ごとという規定に基づいて検証することを明記するか、という提案です。この点に関し、「市長の任期に合わせたスパンにした方が良いのではないか」というご意見がございました。 皆様のご意見はいかがでしょうか。
委員	<意見なし>
会長	改正案では「概ね5年ごと」と記載しておりますので、この点でご同意をいただけますでしょうか。委員からのご意見にもありましたように、市長の任期に合わせてという点につきましては、もし市長交代などで方針が大きく変わる場合、5年を待たずに検証し、見直しを図ることが、この改正案でも可能だと考えられます。 特に異議がなければ、ご提示いただいた改正案の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。
会長	本日は、ご用意いたしました全ての項目について審議をいただきました。皆様のご意見を踏まえ、事務局にて修正案などを検討してまいります。 これにて本日の審議は終了とさせていただきます。
事務局	<挨拶>
	閉会
(午後4時 閉会)	